平成２５年（フ）第８０号
大阪府豊中市新千里南町１丁目２番B11―27号
破産者　串谷　郁美
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６８号
大阪市住之江区南港東１丁目７番２―503号
破産者　タテイシこと　立石　　馨
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２７号
大阪府門真市柳田町９番28―205号
破産者　すずらん設備こと　佐野　秀文
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６１３号
大阪市大正区平尾３丁目６番12号
破産者　屋嘉比光子
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８０５号
大阪府吹田市垂水町２丁目８番26号
破産者　岩崎　　壮
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０１８号
大阪市平野区背戸口５丁目７番10号　片岡マンション２―501号、前住所大阪市平野区平野本町５丁目３番27号
破産者　Ｊｏｌｉ　ｒｅｖｅ　ｄｅ　ｙｏｋｋｏこと　松本　佳子（旧姓浜崎）
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０３５号
大阪市住吉区山之内１丁目22番14号
破産者　山下弥三郎
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９１９号
大阪府松原市北新町２丁目５番33号
破産者　毛尾幸次郎
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９６４号
大阪府枚方市香里ケ丘８丁目14番地の９
破産者　村田　光弘
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９８６号
大阪府東大阪市中小阪５丁目19番24号
破産者　萬歳　治夫
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０１１号
大阪市平野区喜連西５丁目４番61号　プレジール201、前住所大阪市平野区喜連５丁目２番20号
破産者　長谷川善之
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０２１号
大阪市中央区谷町６丁目14番４号　204
破産者　根上　能和
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０５９号
大阪府八尾市青山町５―２　青山宿舎６―401、住民票上の住所大阪府八尾市東山本新町９丁目12番25―102号
破産者　Ａｕｔｏ　ｆａｍｅこと　文後　一夫
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１４７号
大阪市生野区小路１丁目１番31号
破産者　藤本正治こと　文　　正治
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１６７号
大阪府八尾市南久宝寺３―２―１　ピオニー久宝寺603号、住民票上の住所兵庫県西宮市樋之池町20番３号
破産者　西村　哲男
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７９９号
堺市堺区中之町東３丁２番７号、住民票上の住所堺市堺区中之町東１丁１番31号
破産者　吉田　昭仁
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２７号
大阪府大阪狭山市狭山５丁目2244番地の１―501号
破産者　天野貴美子
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２０２号
大阪府松原市天美南２丁目86番地
破産者　松井　弘道
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２３２号
大阪府松原市西大塚１―８―38、開始決定時の住所大阪府松原市天美南５丁目２番４号
破産者　峯　満里子
1　決定年月日　平成25年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係